

6月23日～29日は男女共同参画週間

～令和8年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ～

# 「あなたらしさが、社会のチカラ」

令和7年4月に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」の結果を基に、ワーク・ライフ・バランスについて考えてみたいと思います。アンケートについて詳しくはこちら▶



問合せ先 協働人権課人権推進担当(1階④番窓口) ☎939・1059

## Q.生活の中で何を優先する？

「仕事」、「家庭」、「地域活動(※)」、「個人の活動」の中から「理想」と「実際」の優先順位を回答。(順位重複可)

※「地域活動」とは、自治会、PTA、民生委員、ボランティアなどの活動

(回答数681人)



### 理想の優先順位

	1位	2位	3位	4位	無回答
仕事	25.3%	42.7%	19.5%	4.0%	8.5%
家庭	61.5%	26.3%	3.5%	0.6%	8.1%
地域活動	1.0%	1.9%	17.9%	69.6%	9.5%
個人の活動	10.0%	19.4%	50.8%	11.6%	8.2%

家庭>仕事の順に多いことから家庭を第一優先にして、仕事を頑張りたい人が多いと分かりました。

### 実際の優先順位

	1位	2位	3位	4位	無回答
仕事	48.9%	28.8%	6.9%	4.8%	10.6%
家庭	38.5%	43.6%	8.5%	0.4%	9.0%
地域活動	0.9%	2.9%	18.4%	66.5%	11.3%
個人の活動	7.5%	14.8%	55.5%	12.6%	9.5%

実際は、仕事>家庭の順に多くなっています。ここに理想と現実の差があることが分かりました。

## Q.性別によって回答の違いはあるの？

性別ごとに見てみると、男女どちらも理想では「家庭」を第一優先にしたいと考えている人が多いことには変わりはありませんでした。しかし実際には「家庭」を優先したくても「仕事」を優先せざるをえない男性や、「仕事」を優先したくても「家庭」を優先せざるをえない女性がいることが分かりました。

この理想と現実のギャップを埋めることは男女共同参画社会の実現に向けた重要な課題の一つです。そのため市では自分らしさを大切にしながら充実した生活を送る「ワーク・ライフ・バランス」を推進しています。



## 誰にとっても暮らしやすい社会へ

男女共同参画は「男らしさ・女らしさ」や「専業主婦」などといった考えを否定するものではありません。決めつけや風習によってその人の個性や能力をいかした選択を妨げることなく、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指しているものです。



また男女共同参画社会を推進していくことにより、「進めていくことは女性のため」や「男性の地位が落ちるのでは」という意見が出るがありますが、決してそうではありません。誰にとっても暮らしやすい社会へとつなげていくため、これを機に男女共同参画について考えてみませんか。

## 男女共同参画フォーラム 人生が変わる お片づけ 整った空間の向こう側

片づけについての書籍やテレビ番組で活躍中の石阪さんから、自分らしく活躍するために、部屋も心も整える術についてお話していただきます。手話通訳あり。

日時 7月4日(土) 14時～15時30分

会場 市民総合会館別館中ホール

定員 先着200人

講師 石阪 京子さん(片づけアドバイザー)

申込 6月8日(月)～26日(金)にオンライン窓口、電話又は窓口で

※一時保育は電話にて6月26日(金)までに要予約。対象は

1歳から就学前のお子さん(先着2人)

問合せ先 協働人権課人権推進担当(1階④番窓口)

☎939・1059



## 「第5期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～」を策定

計画の内容は、市ホームページをご確認ください。皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。



### 男女共同参画ルーム

グループ相互の交流、情報交換、少人数での打ち合わせなどにご利用ください。どなたでも自由に利用いただけるスペースです。

男女共同参画に関する図書の貸し出しも行っていきます。

場所 パープルホール3階

開設時間 月～水・金・土曜日9時～17時

※年末年始除く

## 知ろう学ぼう人権

知らないやせない就職差別

働くのは私！私自身を見つめたい

6月は就職差別撤廃月間

就職の面接で、こんなことを聞いた、あるいは聞かれたことはありませんか。「あなたのお父さんやお母さんの出身地はどこですか。家族の職業を言ってくたさい。」「あなたの住んでいる地域は、どんな環境ですか。」「結婚、出産をしても働き続けられますか。」「面接でこのような質問をすることは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるとされています。」

採用選考は、応募者の基本的な権利を尊重するとともに、応募者本人の適性・能力に基づき、その人の資質や長所を見いだすことを通じて行う必要があります。また、個人情報保護の観点から、応募者から提出された履歴書など

の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないようにしなければなりません。

このため大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」とし、ハローワークや市町村、大阪企業人権協議会などの関係機関と連携して、様々な啓発事業を実施します。応募者の基本的な権利を尊重し、就職の機会均等を保障することの大切さについて、府民・事業者の皆さんご理解をお願いいたします。

大阪府・ハローワークでは、公正採用選考に関する相談を受付けます。

問合せ先 大阪府商工労働部雇用推進室  
☎06・6210・9518

